

## 別記4 うなぎ稚魚漁業における制限措置

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき漁 業者の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
うなぎ稚 魚漁業	火光利用す くい網漁業	1人	(船舶の使 用は認めな い)	1 燧共第 31 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (ただし、西条市氷見塩釜樋門、同市禎瑞難 波樋門及び同市港干拓樋門に近接する水面 に限る。) 2 内共第 7 号第 5 種共同漁業権漁場区域 3 西条市御舟川西ひうち橋、同市広江川広江 川橋及び同市一ツ橋川一ツ橋の下流端から 上流の水域	12.15～ 翌4.30	新居浜市又は西条 市に住所を有する 者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。